

令和6年5月28日

目次

※ Ctrlキーを押しながら目次をクリックすると該当箇所を表示します。

開会	1
(4) (株)大阪港トランスポートシステムの中期計画の変更について	2
(1) (株)大阪水道総合サービスの中期計画の作成について	8
(2) (公財)大阪市救急医療事業団の中期計画の作成について	19
(3) 大阪市住宅供給公社の中期計画の作成について	27
(5) (公財)大阪国際平和センターの中期計画の変更について	33

開会

開会 午前10時

【上塚法人担当課長】 それでは、定刻になりましたので、第221回大阪市外郭団体評価委員会を始めさせていただきます。私は、本委員会の事務局を務めております総務局行政部法人担当課長の上塚でございます。

それでは、議題に入りたいと思いますので、以後の議事進行について、堀野委員長にお願いいたします。堀野委員長、よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 本日は、委員全員にご出席いただき、大阪市外郭団体評価委員会規則第6条第2項により、会議が有効に成立しております。

本日の議題(1)から(3)の「外郭団体の中期計画の作成について」、(4)と(5)の「外郭団体の中期計画の変更について」は公開で、(6)の「大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程に基づく本市の同意について」は法人情報の審議ですので非公開で行います。

また、本来であれば、議題(1)の「外郭団体の中期計画の作成について」から始めるところですが、審議の都合上、本日は、議題(4)の「外郭団体の中期計画の変更について」から始めさせていただきます。

(4) (株)大阪港トランスポートシステムの中期計画の変更について

【堀野委員長】 それでは、最初の議題について、事務局からご説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

株式会社大阪港トランスポートシステムにおいて中期計画が変更され、所管所属である大阪港湾局から、その内容について報告がありましたので、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱に基づき、報告いたします。

なお、同要綱に基づく総務局長の意見はありませんので、よろしくをお願いいたします。

また、本中期計画において、事業経営評価にあたっての指標及び目標が定められておりますので、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程に基づく指標及び目標の設定につきましても、あわせてご報告いたします。

内容につきましては、所管所属よりご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属からご説明をお願いいたします。

【大阪港湾局】 大阪港湾局でございます。私は総務部長の西河と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

今説明ございました議題の4つ目、大阪港トランスポートシステムの中期計画の変更につきましてご説明させていただきたいと思っておりますので、資料のほうをご覧くださいと思います。資料、データのほうは、5ページもののデータになっておるかと思っております。見て、分かっていたかやすいかと思いますので、その5ページのデータのうちの3ページ目から大阪港トランスポートシステムの中期計画の本文が3、4、5ページ、3ページにわたって記載しておりますので、そちらのほうに基づきましてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

今回の中期計画変更は、2024年度の開業に向けて進めてまいりました北港テクノポート線のうち南ルートと呼ばれる部分の鉄道整備事業につきまして、その内容、ごめんなさい、2025年1月の開業が決定しましたので、工程がより具体的になったということで、その内容を反映するものでございます。

データの3ページ目の中期計画自体の1ページ目、データ全体の3ページ目のところは変更はございませんので、次のデータ4ページ目、中期計画の2ページ目のほうをお開

きいただければと思います。

そちらのページ1番上に4中期計画、(1)事業活動となっております、その5行ほど下の②の計画達成に向けた具体工程のところでございます。四角い表のような形で矢印の工程を書いておりますが、その表の下に【鉄道事業法】と文字で書いたところがありますので、そちらのほうをご覧くださいと思います。

今回この鉄道事業法と設計・工事の2024年度分の実施工程の記載を改めておりました、具体的には、その鉄道事業法、事業許可関係となっておりますが、その下の2024年度というのを年度別に書いております。そこの文字のところでございますが、これまで鉄道運行者が行う国への運賃申請及びその認可について協力するという表現をしておりましたが、それから、鉄道事業法に定める安全管理規定について、第1種鉄道事業者としての責務が網羅できるよう改定作業を進め国に届け出る、という表現に変更をしております。

またその下になりますが、施行認可関係の同じく一番下の行、2024年度のところでございますが、従前、開業に向けた関係先との協議及び各種手続を進める、と記載しておりましたものを、2025年1月の開業に向け関係先との協議を進める。2024年7月末までに電気関係の使用開始検査、2025年1月の開業までに開業検査を受検し、合格通知を得る、という表現に改めております。

最後の5ページ目、中期計画の3ページ目のほうに移りまして、【設計・工事】というところがございますが、同じく2024年度の記載を改めておりました、これまで、インフラ外工事を完了し、鉄道運行者とともに、開業に向けた試運転・検査等を実施する、と記載しておりましたところ、2025年1月の開業に向けインフラ外工事を着実に進め、試運転等を実施するという表現に改めておるところでございます。

次に同じページ、真ん中よりちょっと下のところがありますが、(2)財務運営のところをご覧ください。

その②に数値目標というところがございますが、数値目標の鉄道事業のところにつきまして、もともとの計画に記載しておりました当初建設費の積算は、概算設計に基づいて230億円以内に抑えるという表現をしておりましたが、先ほど申し上げましたように、2025年1月の開業が決定しまして、これまでの現地の調査や基本設計、実施設計を経て、最終年度の具体的な工事内容などを精査いたしました結果、金額が188億円となったものでございます。

この230億円のもともとの金額と188億円の差額、42億円ございますが、その内訳、資

料にはございませんが、口頭で申し上げますと、夢洲駅の内装ですとか、駅設備等に関する費用が約8億円減、信号設備等に関する費用が13億円減、電車への電力供給設備等に関する費用が約13億円減。また消費税とかその他費用で6億円ほど減ということで、合わせまして約42億円の減額となっておりますのでございます。

計画の変更の内容は以上でございますが、それに伴いまして、前につけております中期計画の概要、資料全体の5ページの中の2ページ目になりますので、戻っていただけたらと思っております。今ご説明しました内容を反映するために、概要のほうも改めております。2ページ目の概要のほうをご覧ください。

記載を改めております部分は、赤字でデータのほうを記載しておりますが、ページ中ほど、左の番号で言うと3というところで、3が外郭団体の事業経営の具体的な内容というところ、中期計画の右列のほうを先ほど申しましたように表現を変えておりますのと、その下、中段右側、4-2、中期計画における外郭団体の各事業年度の対象事業活動についての目標という欄がございますが、その4-2のところにつきまして、目標値の欄に従来の目標値に加えまして、実績値を2段書きで併記するという形に改めております。

それからその下の5、「事業経営評価等に関する指針」において中期計画に定めることとした各事業年度の財務運営についての目標という欄でございますが、その左側の指標Ⅱのところがございます。そこにつきましても、実績値を併記しておりますとともに、令和6年度の目標値につきましては、先ほど申しましたように全体の建設費が減額になりましたことから、令和6年度の金額につきましても、128.5億円という形で修正をさせていただきます。

その他、先ほど申し上げました修正を概要版のほうにも反映しているところでございます。

今回、私どもの変更につきましての説明は簡単でございますが、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございます。

それでは委員の皆様方からご意見・ご質問があればお願いいたします。

【佐藤委員】 委員の佐藤です。よろしくお願いいたします。

建設費用が42億円ということで、かなり高額の削減できておりますけれども、一般的な社会の情勢からすると、物価高騰であるとか予算のほうはかなりオーバーするような予想をする人も多いかと思うのですけれども、削減された内容の中に当初の仕様をこういう

のにしたいということを変えられて削減されたのか、本当にうまくいったのかということをお教えいただきたいんですけど。

【大阪港湾局】 総務課長の長村と申します。

委員ご質問の点については、いろいろな要因があるかと思えます。もともとの概算設計の段階で事業費の計画値というのを定めたところもありまして、事業の進捗、設計の工程をもう少し詳細に詰めていくという部分ですとか、現場の視察とか、そういったところで改善というか、工夫できることを詰めたことで落ちた部分というのもございますし、先ほど委員おっしゃられたように、例えば、物価の高騰というのは一般的に言われているところですが、聞き及んでいるところでは、資材の調達をまとめることで、一定のスケールメリットといいますか、そんなところも取り入れているということもお聞きしています。それがどれくらいの影響があるかというのはお示しが難しいのですが。

あとは当団体が施工する範囲が変更になっている部分もございます、トータルで42億円となっております。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

今1点おっしゃった中で範囲が少し狭まったというか、担当されるところがっていう、その影響っていうのは大きいと考えてよろしいですか。

【大阪港湾局】 そこは大きな要素ではございません。全体的にはやはり概算設計で計画値を立てた段階からやはりその設計を詰めていくというところと、現地の調査とかで事業費を精査していったというところが、大半を占めていると、そういう状況でございます。

【佐藤委員】 分かりました。

少し気になっているのは、当初の仕様が達成できているのか。それが下がって達成されたのであれば、達成されたことにならないと思うので、その辺は当初の目標とされたスペックというか仕様のほうは守られて節約されたというふうに考えてよろしいでしょうか。

【大阪港湾局】 特にダウングレードをして、目標値ありきで何かを達成するための施工をしたということでは特に聞いておりませんので。そこは大丈夫かと思えます。

【佐藤委員】 はい、分かりました。ありがとうございました。

【堀野委員長】 ほかは何か。

【小林委員】 委員の小林です。

この鉄道事業法の事業許可関係の変更についてなんですけれども、これは2023年度に

引き続きもともと2024年度では鉄道運行者が行う国への運賃申請及びその認可について協力することを引き続き目標として定めてあったところ、もともとが2025年度に第1種鉄道事業者としての責務を網羅できるよう改定作業を進め国に届け出る、という目標を設定される予定だったところを1月の開業、つまり2024年度に前倒しになったので、目標自体が前倒しになったということで、工程自体には変更がないという認識でよろしいでしょうか。

【大阪港湾局】 今おっしゃっている工程というのは。

【小林委員】 すみません。道筋といいますか、もともとこの2024年度の目標として、鉄道運行者が行う申請に協力するというところが定められていたと思うんですけれども、この新しく変更された第1種鉄道事業者としての責務を果たすというところは、もともと2025年度に行うべきところが単に前倒しになっただけという理解でよろしいでしょうか。

【大阪港湾局】 そうですね。初期の目的としては、大きなイベントとして万博もごさいますから、その開催までに鉄道を開業するというところでございまして、それが具体的に2025年1月というところで決まりましたので、表現を具体化したというようなところかなというふうに認識してございます。

委員のおっしゃっている工程を変更したとか、そういったことではないという認識でございます。

【小林委員】 ありがとうございます。

【堀野委員長】 ほかはいかがでしょうか。

【村田委員】 委員の村田です。よろしくお願ひします。

事業費の件で確認なんですけれども、恐らくコスト削減努力ということで大幅に下がったんだと思いますけれども、振り返ってみて予算が甘かったとか、そういった点はなかったのかということを念のためにお伺いしたいのと、あとこの浮いた予算というのは、その後どうなるのか。例えば大阪市のほうに返還していくのか。この事業会社にとどまっているのか。そのあたりを教えていただきたいです。

【大阪港湾局】 まず1つ目のご質問の件につきましては、先ほどご質問いただいた部分の中で、事業計画230億円を設定するにあたって、設計の段階としては概算設計というところのステージで事業費を見込んだところでございます。その中ではある程度の、これまでのいわゆるトンネルを掘る工事ですとか、そういった中でどんなことが発生するかと

ということも、あらかじめ予見できる部分と予見できない部分というところもあるでしょうから、委員のご指摘のような多少の幅という部分は全くなかったとは言えないかと思えます。ですから、100%精査だけで削減できたんだというところまで、完全に一致しているかどうかというのはありますけれども、そういう意味では、もうちょっと計画を立てた段階で切り詰められた部分は、今振り返ればもしかしたらあったのかもしれませんが、その時点では概算設計の段階ですので、一定程度妥当なものであったかなというふうには認識してございます。

もう1点につきましては、市として留保するのか、団体のほうで何かに活用されるのかということに関しては、具体的にこうですというところを、今は答えを持ち合わせておりません。当然、通常、役所であれば、もともと事業計画を立てていたところから事業費が減になれば、それは役所のほうで留保するというか、不用になるという考え方になるかと思えます。企業の場合で言いますと、そこは執行しなくなるということですので、何か会社のほうで具体的な当てがあれば、使途としてあるのかもしれませんが、今のところ掌握できておりません。申し訳ございません。

【村田委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。

【堀野委員長】 ほかはよろしいでしょうか。

委員の堀野からも1点。

この事業費の変更ということで、総額が、ということなんですけれども、今まで事業の進捗度合いということ項目ではなくて費用ベースとしたということで、4-2であったりとか、5の指標Ⅱということで金額ベースでずっときていたところなんですけれども、今回約2割弱くらい総額が減ったということで、これは結果論にはなりますので、この指標Ⅰであるとか、5の指標Ⅱとかっていうことが、今から評価が変わるものではないんだと思うんですけれども、進捗としては当時はやはりこれは適正ということになるんですか。その当時、やるべき工事っていうのは、その費用総額からみてその分行っていて、結局総額がガクッと減ってますけれども、その都度都度達成するべきものについてはクリアをしていたと。金額面だけではなくて、中身としてもそういう理解でよろしいのか、確認になります。

【大阪港湾局】 今回資料の2ページ目のほうの概要のほうに数値の目標を、今回実績値も含めて記載させていただいてますが、その目標値に対する実績値の部分でいきますと、4-2の部分ですとか5の部分でいきますと、特に令和3年度、令和4年度という、

令和3年度はほとんど差がないんでしょうけど、令和4年度はちょっと数値が低くなっているというようなこともあって。計画期間全体の中では出来高がどれだけ上がったかというところで、もともと想定している進捗との差は、もしかすると数字で見る限りはあったのかもしれませんが、どうしてもこういった工事、工事全般によることかもしれませんが、最終年度に近づけば近づくほど一気にグッと出来高が上がってくる部分がありますので、そういう意味では今回、最終年度の中期計画の変更ということでお諮り申し上げているところなんですけれども、最終的には何とか追いついているかなというところで、ちょっと答えになっているか分からないですけれども、途中は令和4年度とかを見ますと目標値が12.1%に対して4.8%ということですので、そこだけを見たときにそれが計画どおりにちゃんと進捗していたのかというところでは、全体の割合としてはシェアは少ないので、それほど大きな支障にはなっていないかなというふうに考えております。

【堀野委員長】 令和4年で少ないのが、確か先ほどあった資材調達のスケールメリットというお話で、令和5年にずらしたりとか、そういったことをされたというお話だったのかと思うので、そういう意味では、その時点でも節減効果みたいなのは実はあったのかなと思ったので確認だったんですけれども。進捗を全体として見るという、工期ですから歴年で区切るというのが適正なのかというのももちろんあるのも理解しますので、ご説明としては承知いたしました。

以上で質疑応答については終了といたします。

こちらは報告ということなので、特段何か意見があればですけれども、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 特に意見はなしということでお願いします。

【上塚法人担当課長】 お答えいただけなかったご質問とかがございましたので、また事後に確認させていただいてメールでお送りさせていただくようにいたします。申し訳ございません。

(1) (株)大阪水道総合サービスの中期計画の作成について

【堀野委員長】 それでは、続いての議題について事務局からご説明お願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

株式会社大阪水道総合サービスにおいて中期計画が作成され、所管所属である水道局から、その内容について報告がありましたので、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱に基づき、報告いたします。

なお、同要綱に基づく総務局長の意見はありませんので、よろしく願いいたします。

また、本中期計画において、事業経営評価にあたっての指標及び目標が定められておりますので、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程に基づく指標及び目標の設定につきましても、あわせてご報告いたします。

内容につきましては、所管所属よりご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、株式会社大阪水道総合サービスの中期計画の作成について、所管所属からご説明をお願いします。

【水道局】 水道局総務部企画課長をしております柿田と申します。よろしく願いいたします。

株式会社大阪水道総合サービスに係る中期計画の概要のご説明に先立ちまして、令和6年3月15日付で評価委員会に諮問させていただきました中期目標の内容につきまして、評価委員会から3月19日付で答申をいただいております。その内容を踏まえまして中期目標の表現を一部変更いたしましたので、先にご報告をさせていただきます。水道局資料の中に中期目標の資料をあわせて用意しております。

変更箇所につきましては、中期目標の項目4（2）の記載内容です。修正前は中期目標期間終了時に管路保全業務が実施されている状態となっており、本格実施されている状態であるかのように捉えられるため、答申内容を踏まえまして修正後は、実施される状態と表現を改めています。

変更箇所は以上でございます。

それでは今回の議題であります株式会社大阪水道総合サービスの中期計画のご説明に移ります。資料、中期計画の概要に沿って、まず項目1から項目の4-2まで当局の技術業務再編担当課長、真鍋よりご説明いたします。

【水道局】 水道局技術再編担当課長をしております真鍋と申します。よろしく願いいたします。

まず、ご覧いただいている資料の1番、当該団体の事業経営を通じて達成しようとしております本市の行政目的または施策の具体的な内容といたしましては、水道局の職員が

実施している、近接して設置された他の企業体の管理する管路等の工事により本市の水道管等が損傷等を受けることを防止するための各種検討・調整・現地立会等の業務を当該外郭団体へ委託することにより実施することとさせていただきます。

この行政目的を達成いたしますために、3に記載のとおり、外郭団体の事業経営の具体的な内容といたしまして、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3か年で、全ての水道管等の管路保全業務を実施するために必要な人員の確保と教育訓練、その他の育成と業務執行体制の構築とこれによる令和8年10月から令和9年3月までの間の管路保全業務の試行実施の2点を中期目標に掲げております。

大阪水道総合サービスでは、局のこういった中期目標を踏まえまして、3か年の事業活動を中期計画で定めております。

まず令和6年度でございますが、第1～第2四半期には水道局水道管の管路保全業務の業務内容及び局とのリスク分担等を確認・整理し、それを踏まえて管路保全業務に必要なとなる人員体制の検討、費用の検討及び教育訓練計画を策定する予定でございます。

第3～第4四半期には、管路保全業務の訓練時の執行体制を決定しまして、業務委託計画を取りまとめますとともに、これに並行して訓練時の執行体制のうち1グループ以上の人員を確保し、そのグループの構成となる社員の役割に応じた教育を実施する予定でございます。

令和7年度には、第1～第2四半期に管路保全業務の訓練時の執行体制のうち、残るグループの人員を順次確保し、令和7年度の年間を通しまして、残るグループの構成員となる社員の役割に応じた教育を実施する予定でございます。

令和8年度には、第1～第2四半期に局による社員の力量評価を受けつつ、必要に応じて社員の再度の教育訓練や力量評価を実施する予定であり、再度の教育訓練を実施しつつ、局による訓練内容の検査を踏まえまして、管路保全業務に係る社員育成の仕組みを検討して構築する予定でございます。また、下半期からの業務の試行実施に向けて、力量評価合格者による管路保全業務の試行実施時の執行体制の構築を予定しております。

第3～第4四半期には、第2四半期に構築いたしました執行体制により管路保全業務の試行実施しながら局による実施内容の検査を受け、その検査結果を踏まえて必要に応じた社員の再度の訓練や力量評価を実施するなど、上半期に構築した社員育成の仕組みを運用していくことを予定しております。

こうした試行実施の状況を踏まえながら、令和9年4月以降の業務実施計画を策定

し、局との令和9年度の管路保全業務の受託契約の締結を予定しております。こうした各年度の事業活動に対する指標・目標を6つ設定しております、ご覧の4-2に記載しておりますのでご説明させていただきます。

まず指標Ⅰは、管路保全業務の教育訓練計画の策定とし、令和6年4月から9月を評価対象期間として、目標値を教育訓練計画の策定の完了としております。

指標Ⅱは業務受託計画の策定とし、令和6年4月から12月を評価対象期間として、目標値を業務受託計画の策定の完了としております。

指標Ⅲ、業務執行体制（訓練体制）のうち1グループ以上の構成員である社員が、役割に応じた知識を修得できている状態とし、令和6年10月から令和7年3月を評価期間として、目標値を役割に応じた知識を修得できていると回答した社員の割合100%としております。

指標Ⅳは、水道局水道管の管路保全業務の執行体制（訓練体制）の人員の確保とし、令和6年10月から令和7年9月を評価期間として、目標値を管路保全業務の執行体制（訓練体制）の人員の確保の完了としております。

指標Ⅴは、業務執行体制（訓練体制）の構成員である社員が役割に応じた知識を習得できている状態とし、令和7年4月から令和8年3月を評価期間として、目標値を役割に応じた知識を修得できていると回答した社員の割合100%としております。

最後に指標Ⅵですが、水道局水道管等の管路保全業務に係る社員育成の仕組みづくりとし、令和8年4月から12月を評価期間として、目標値を社員育成の仕組みの構築としております。

次に、項目5、「事業経営評価等に関する指針」において中期計画に定めることとした各事業年度の財務運営についての目標についてご説明いたします。

指標Ⅰは各年度の売上高を指標として定め、目標値は令和6年度に19億円以上、令和7年度に19.5億円以上、令和8年度に20億円以上としています。営業活動で把握した市場のニーズが高い分野や、現時点で受注確度の高い案件分野での売上高を確保するとともに、官民連携の進展による大型案件に積極的に参画することで、売上高が増加していくことを見込んでいます。

指標Ⅱは、営業利益率を指標として定め、本中期計画期間中は各年度0.5%以上を目標値としています。人員規模を拡大するための先行投資や給与のベースアップ等による影響により、本中期計画の目標値を下回る設定となっておりますが、黒字経営を継続するように

取組んでいます。

指標Ⅲは、令和8年度に管路保全業務の受託料の設定を目標値としており、管路保全業務に係る人件費などの必要経費の算定において、今後、財務運営に与える影響がないか確認するため指標といたしました。

次に6、所管所属の見解についてです。

まず、中期目標の4の(2)目指す状態を実現するために団体が設定した目標値が妥当であるか、所管所属の見解です。

中期目標の目指す状態を実現するためには、計画的な人材確保及び人材育成、並びに安定的かつ継続的に受託することができる財務運営基盤の確立が不可欠です。団体が設定した各年度における目標値についても、計画的に必要な人員を確保するとともに、教育訓練による人材育成を行うことが明確に示されており、また、事業に関する財務運営の基盤の確立についても同様に具体的に示されていることから、妥当と考えています。

次に、「事業経営評価等に関する指針」第3条第3項各号に定める視点に基づき審査した結果についてです。

団体の収入は、経営努力の結果、各部署で売上高のベースとなる業務が増加し、平成27年以降黒字経営を継続しています。安定した経営基盤により企業としてさらに成長することが可能な環境が整ったとして、令和6年度からは新たな人材を確保し、教育訓練を実施することで新規案件受注に向けた取組みを進めています。一方、人員規模拡大等の先行投資のほか、人材の確保及び既存社員の転職を抑止するための賃金のベースアップを予定しており、一時的に収益性は低下するため、目標値である営業利益率は前回中期計画の5%から0.5%となることを見込んでいますが、新規案件の獲得等により従前以上の売上高を確保し、本中期計画期間後には当該先行投資に係る費用を利益として回収できる見込みであることを聴取しております。そのため、目標値については、対象事業活動を将来にわたって安定的かつ継続的に行うことができる財政基盤を確保するために妥当な数値であると考えています。

なお、営業利益率の目標値については、別紙、補足資料の財務運営について、において、同内容でございますけれども、まとめておりますので、併せてご覧いただけたらと存じます。

中期計画の作成に関する説明は以上です。よろしく願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございます。委員の皆様方、ご質問・ご意見等あればお

願いたします。

委員の堀野からご質問させていただきます。

まず4-2の各指標についてですが、こちらは見るところ3の具体的な内容というものを指標化したように、目標値としたように見受けられるんですが、この目標値というのやはり達成できたか否かということが客観的に分かる基準である必要があるんじゃないかなと思うんですけども、例えば策定の完了であるとかいうことが多くて、それはどのようなもののレベルのものができれば完了したという評価にするのかということ、それぞれにおいて何か基準なり考えておられることがあるのでしょうかというのが1点と、もう1つ、指標Ⅲと指標Ⅴのほうの読み方がよく分からなくて。1グループ以上の構成員である社員というのが指標Ⅲなんですけど、指標Ⅴのほうは単なる構成員である社員というふうになっていて、上のⅢの具体的な内容からすると、残るグループの構成員ということで、この指標Ⅲの対象外の人なのかなと思うんですけど、ちょっとそこがどういう方が対象なのか。

それと、これ3つ目ですけども、いずれも知識を獲得、修得できていると回答したということで、恐らく自己評価なんだと思うんですが、これは客観的な何か指標を設けるということではなくて、自己評価というふうにしたのには何か理由があるのか。

ひとまずその点についてお願いできればと思います。

【水道局】 はい、私のほうから回答させていただきます。

まず1点目でございますけども、客観的な指標になっているのかというご指摘の点でございますが、今想定しておりますのは、指標Ⅰ、指標Ⅱが計画の策定の完了ということにさせていただいているんですけども、基本的に外郭団体で策定いたしました計画の内容を水道局に確認しまして、基本この令和9年4月からの業務開始に資するような適切な計画になっているかという点で、局で確認した状態をもって策定の完了ということを想定しております。

そのほかに、最後の仕組みづくり、社員育成の仕組みづくりといった点もあるんですけども、そちらにつきましても、やはりこの令和8年までの間に關しましての社員育成につきましては、局も一緒に協力してやっていくんですが、その後継続的に外郭団体で自ら社員育成していくという状態に入っていきますので、それと社員育成のためのマニュアルですとか教育プログラムが確立されているということも局で確認した状態をもって構築の完了という点を想定しているというのが1点目でございます。

もう1点の指標ⅢとⅤの違いというところでございますが、これは段階的な人員の確保というのを予定する中で、基本的にはなるべく前倒しで関係する社員を獲得して育成していくという計画になってございまして、まず指標Ⅲのほうは、まず先行して1グループといいますのが、大体一連の業務をする、業務を受け付けまして、協議しまして、現地で立ち会いしまして、従事しましてといろんな業務があるんですけども、そういった業務を一連でできるために、まず1グループ以上の人員を確保するというところを想定しております。それを何とか今年度中にまずは1回やってみまして、その次年度に残るグループ、やはり今回規模的にいきますと、局で今実施しておりますのが40人規模ぐらいでやっておりますので、いきなり急に大きな多くの人数を確保するのは非常に難しいという点もございまして、そういった段階的な人員を確保するという形で想定するので、令和7年度の指標Ⅴのほうは、令和7年度に残る人員を確保して取り組んでいくというところを、段階的な人員の確保と教育訓練というのを想定した目標というふうに定めております。

最後の3点目ですけれども、自己評価という点で、おっしゃるとおり自己評価なんですけれども、今後の令和6年から8年、3か年におきまして、どちらかという、令和6年度、7年度につきましては、外郭団体に構成員を段階的に確保していく、それに応じて順次教育訓練をしていくと。その中で、まずは各社員自らの業務内容の習熟度、こちらをセルフチェックさせまして、習熟度が低い内容につきましては、繰り返し教育訓練をすることで、自らの、自分で修得できたという基礎レベルの修得をまず目指しているというところでございます。こうした基礎を携えたという状態をもって、一応令和8年度の上半期にセルフチェックというよりは局による力量評価の実施を予定しておりますので、この局による力量評価をもって技術レベルが判定すると。仮に技術レベルが満たしていないと判定した社員につきましては、この上半期の期間を活用しまして再教育を行う機会を設けまして、再度力量評価を行うということを予定してございまして、こういうステップを踏みながら各社員の必要な力量を修得していただくということを想定してこういう記載にしております。

以上でございます。

【堀野委員長】 ありがとうございます。

客観的なのかということころは、水道局がその内容を確認するというところで、そこが恣意的な確認といいますか、そういうことになるんじゃないかということが一般的には懸念されることころですので、その点については中立といいますか、客観的な目で対応いただけ

ればと思います。この点は意見ということになります。

それから、指標のⅢとⅤについて、その対応の方ということが、要するに指標Ⅲは特定のグループを想定されているということですか。1つに入っている、1つグループ以上の構成員である社員ということなので、グループがたくさんあって、それに1つでも入っている方が、というふうに読んだんですけども、というよりも、特定のグループがあって、その特定のグループに所属をしている人がまず優先的に、という想定のように聞こえたんですが、そういう理解でよろしいですか。

【水道局】 説明が中途半端で申し訳ないです。

一応、業務が、業務ボリュームとして年間数千件の業務をさばっていくにあたりまして、同じ業務でも何グループかで分けてやらないと回りませんので、そのうちの1グループを確保すると。その1グループで業務受付から協議、現場の立会というのを一連でできるようなグループという意味での1グループをまず先行して確保してやっていくという意味になります。

【堀野委員長】 そういうグループをつくって、そこに所属している方をまず優先的に評価を得るということで。この自己評価のほうが客観評価よりも皆さん謙遜しながらやるんじゃないかという想定なのかなというふうに聞こえましたので、そういう自己評価を第1段階としては見て、最終的には局での評価、ここでは記載がないのかなと思いますけども、そういう評価で客観性を確保するというのと承知しました。ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等いかがでしょうか。

【小林委員】 委員の小林です。

令和8年までに人員を確保するということで、大変な事業だと思うんですけども、その間も売り上げを伸ばすにあたっては、既存の業務にも新しく確保された人員を当てて売り上げを伸ばしていかれるという、それで営業利益率を黒字になるように確保されるという内容であると理解しました。では、管路保全業務が全般的に引継ぎを受けた後の業務内容として業務が多すぎるとならないのかというところで不安があるのですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

【水道局】 確保した人員を基本的には、ここで言う確保した人員と今後この管路保全業務だけのために確保するというよりは、ほかの業務も見据えて確保していくという計画をしておりますので、大阪水道総合サービスのご負担も含めまして、そういった人員を見

据えた上で確保していきますので、今ご指摘いただきましたような業務量が、管路保全業務を本格実施する際に急にきつくなると、そういうことがないような形での人員の確保と
いうのを想定しております。

【小林委員】 ありがとうございます。

【佐藤委員】 委員の佐藤です。よろしくお願いいたします。

営業利益率の表ですけれども、従前は5%を、0.5%に引き下げられたということで、
こちらは市から移す業務の教育訓練という先行投資などでコストがかかるということで、
営業利益率が少ないということで理解してよろしいですか。

あと最後の年に、今後の市から受託した売上げの確保をどのようにするかというのを
検討するというのが、受託料の設定のところというふうに理解しました。その後は0.5%
でなく、それなりの利益率が生じるという理解で、まず次いいのかということが確認した
いと思います。

あと最後に、やはり独立した会社、民間ということでこの事業をされているというこ
とで、今まで1億円以上の営業利益を確保されていて、企業として努力をこの企業されて
いると思いますけれども、そこで稼いでいる利益が市から移るといふような事業の先行投
資に使用されて、民間とすればその投資よりもさらに利益が生じるという見込みがあるか
らこの投資をされているというふうに理解しておりますけれども、大阪市としてこういっ
た民間ですので、そちらの独立性であるとか、そちらについてはどういうふうなお考えで
されていくのかをお聞きしたいと思います。

【水道局】 ご質問ありがとうございます。

まず1つ目の利益率が下がる点につきまして、もちろん管路保全業務というのを計画
していくというのもあるんですが、会社全体として管路保全業務へ投資していくに限ら
ず、ほかの案件につきましても令和6年度から新規に取り組んでいくという目標を立ててお
られます。その関係で、もちろん人が大事な会社ですので、どんどん人材を確保してい
かなきゃいけないというのは今までの課題でもありまして。やはり今までの積立、所用の資
金は確保しておりますので、ちょっと企業の基盤がしっかりしてきたところで、それ以外
にもいろいろと案件をとっていきたくと。そういうことで利益率が下がるということを見
込んでおります。この中期計画の間、ずっと0.5%ということにしてはおりますが、それ以
降は、回収をしていくという見込みでも聴取しておりますので、また令和8年度近くなっ
てきましたら、そのあたりも聴取してこの次の計画に生かしていきたいと思
います。

また、今の話を踏まえまして企業としての独立性、いろんな業務を新しくとっていくんだというところは、市としてもしっかり応援していきたいところだと考えています。

以上です。

【佐藤委員】 分かりました。ありがとうございました。

【堀野委員長】 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 それでは質疑応答については以上で終了といたします。

それでは意見の取りまとめとなりますけれども、いかがでしょうか。何となく4-2の指標は結局大阪市のかなりの関与というか、があって初めて成り立つ指標なのかなというふうに思われまして、そういうところは指標としては内容的にはやむを得ないのかなというふうに思うところではあるんですけれども、そこは適切に、何を指導なのかが難しいですけれども、評価をということなのか、目標達成に向けて適切に指導ということなのか、ちょっとそこが難しいかなと思うんですけれども、このあたりいかがでしょうか。

【村田委員】 資格試験みたいなのはいいですね。

【上塚法人担当課長】 ないですね。恐らく今直営で技能職員がやっている業務をできるように教育訓練していくという内容ですので。まずはその計画を立ててとかいうところから取り組んでいこうとしていますので。なかなか、先ほど局のお答えでもありましたように、計画の妥当性なりについても局が判断するとか、アンケートについても自己評価して行って、最終はやはり局がチェックしますよと。ここには表れてないんですけれども、局がチェックしますということ。要は局がやっていることをちゃんとできるかどうか、最終は局が見ますよという内容なのかと思うんですけれども。

【堀野委員長】 局の関与が大きいのが妥当なのかというのも問題としてあるのかなとは思いますが、おそらく、この指標ということでは、これにするとすれば市の関与というのが必須になってくると。そこが適切に関与していただくというのがもう大前提にはなるかなと思うので、そこは何がしかちょっと記載しておいたほうがいいのではないかなというふうに思うんですけれども、いかがですか。あとはどう書くかということですかね。

【佐藤委員】 それは評価する段階で、こちらで評価する、妥当性を判断するのが、今の記載でかなり難しいということですか。

【堀野委員長】 さっきのお話からすると、結局達成したかどうかは局の判断次第というのが全部指標になっているので、そこを適切にしていきたいということなのかなと

は思うんですけども。過程は適正に指導するというのも多分前提にはあるようには思うものの、あまり口出しするのも、悩ましいなと思ひまして。でも評価が達成されているかだけを適切に対応いただきたいというのも、ちょっと違うような。一般的にはそこは客観的な基準ができるはずでもんね、通常は。

【上塚法人担当課長】 通常は指標なんかは、そもそも客観的な数値とか、そういうところで設定するのが大前提ではあるんですけども、今回は一から業務を移していくということなので、こういう指標の設定になりましたということなんですけれども。

【佐藤委員】 企業が業務委託するときに大手だと外注にするときありますけれども、かなり中に入ってきて現場のこうするべきとか、割と関与してくるので、今回は大きな業務を委託しているので、その関与すること自体、民間企業に委託者がするということは特に問題、逆にしないとできないのかなど。委託するという責任を市のほうが果たせないかなという気はするんですけども、できましたと言われたら、もうできましたということなんで、1年後とかで私たちが評価するときはどういうふうに評価するのかというのが難しいので、評価された過程を具体的に指定していただくとか。根拠となるところが、評価する側からすると情報があつたほうがいいのかと思ひました。

【村田委員】 自己評価は何か書類を作るんですか、私はできたと思ひます、みたいな。チェックリストみたいなのがあるんですか。

【堀野委員長】 さっきの話だとそんな感じなんだろうと思ひます。

【村田委員】 そのチェックリストに対して大阪市のほうが承認印を押すとか、承認しますみたいな手続きはあるんですか。それはもう出しっぱなしなんですか。

【堀野委員長】 多分さっきの話だと回答自体はもう出しっぱなしで、それが100%になる。さらにここの指標の外で令和8年に体制整備としていいかということころは、局として一人ずつチェックするという。なので、指標の外の話みたいですね。

【上塚法人担当課長】 実施の計画というのは割と事細かに立てているんですけども、その全部を指標としているわけでは今回なくて、その都度、この段階でこれを達成できているというのを、一定いくつかピックアップして出しているというような段階です。先ほど説明にもあつたように、ここには載っていないけれども、これは局が最終は教育が全部できているか確認しますとか、できていなければ再教育しますとか、そこは今回の指標には表れていない。

【堀野委員長】 指標達成したか否かの判断含めて客観性を持って適切に対応されたい

とか、なんかそんな感じですかね。

【上塚法人担当課長】 評価するにあたっては客観的な評価ができるように、基準なども、今の段階では恐らくできないと思うんですけども、作成するなど、委員長おっしゃったように恣意的ではなく、客観的な評価となるようにというような意見。

【堀野委員長】 そうですね。そういうのをつけていただくと。

【上塚法人担当課長】 では、案を作成いたしまして確認させていただきます。ありがとうございます。

(2) (公財) 大阪市救急医療事業団の中期計画の作成について

【堀野委員長】 それでは、続いての議題について事務局からご説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

公益財団法人大阪市救急医療事業団において中期計画が作成され、所管所属である健康局から、その内容について報告がありましたので、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱に基づき、報告いたします。

なお、同要綱に基づく総務局長の意見はありませんので、よろしく願いいたします

また、本中期計画において、事業経営評価にあたっての指標及び目標が定められておりますので、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程に基づく指標及び目標の設定につきましても、あわせてご報告いたします。

内容につきましては、所管所属よりご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属からご説明をお願いします。

【健康局】 健康局保健医療企画担当課長、松川と申します。私から説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、資料のほうをご覧ください。大阪市救急医療事業団につきまして、中期計画をご説明させていただきます。

まず、当該団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的につきましては、大阪府の医療計画に基づきまして市町村の役割としてある初期救急医療体制を確保するため、市内において休日・夜間の急病診療事業を実施することとしております。

3月にご承認いただきました中期目標の中では、資料の左のほうに記載させていただ

いておりますが、目標の中の具体的な内容といたしまして2点挙げておりまして、医師等の医療従事者の確保、そして後送病院との連携というものを挙げております。

これにつきまして、中期目標といたしましては、まず、勤続3年以上の看護師の割合、これを中期目標期間を通じて6割以上とするものと、後送病院の数につきましても中期目標期間を通じて、現状と同水準の病院数33を維持するということを中期目標としております。

これを達成するために、今回策定いたしました中期計画でございます。資料の右手のほうでございます。期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間としております。

具体的な内容といたしましては、医師等の医療従事者の確保につきましては、看護師を安定的に雇用するために実施する事項といたしまして、まずアとしまして1点目、看護師に対する採用時研修の実施を掲げております。新規採用者に初期救急医療の現場で働く自信と対応力を身につけてもらうための研修カリキュラムのほうを作成いたしまして、研修のほうを実施してまいります。

またイといたしまして、看護師に対するスキルアップ研修の実施といたしまして、初期救急医療の現場に求められますトリアージへの判断力などの対応力を一層高めてもらうためのレアケースでありますとか困難ケースへの対応力なども盛り込んだ研修を実施してまいります。

3点目といたしまして、看護師に対する感染予防研修の実施でございます。休日・夜間の初期救急医療を担うためには、感染に対する知識と対策というものが必須でございますので、こういった内容につきまして消毒やPPEの脱着方法なども踏まえまして研修の実施を掲げております。

2点目といたしまして、後送病院との連携につきましては、後送病院確保のために実施する事項といたしまして、まず1つ目といたしまして、後送病院に送付いたしました患者診療実態調査票の回収に努めるというもの。2点目といたしまして、患者診療実態調査票に記載されました各後送病院からの意見等への対応としております。後送病院に送付いたしましたこの調査票、これを確実に回収いたしまして、後送した患者さんの実態をきっちり把握するとともに、記載いただいております意見等に対応することで患者を適切に処置し、後送病院に患者を適切にかつスムーズに受け入れてもらえる体制を維持することを努めるとしております。

また、新たに後送病院を希望する医療機関に対しましては、このような仕組みを説明するとともに参画・協力してもらいやすい環境を整えることを具体的内容としております。

これを達成いたしますための指標で目標でございます。4-2のところでございますが、まず1つ目の指標としまして採用時研修における受講者の満足度、これを80%を維持するというを1つ目の指標としております。2つ目といたしましてスキルアップ研修の受講者の満足度、これも80%としております。3点目の感染予防研修、こちらは実施回数としまして年1回というふうに目標値を定めております。これらを実施することによりまして、指標の4つ目でございますが、勤続3年以上の看護師の割合を期間中60%以上を維持するというを目標としております。

次に後送病院の関係につきましては、指標の5番目でございます。患者診療実態調査票の回収率を95%以上とするというものと、そこに書かれております意見に対する対応率、これは100%を目標としております。これらの対応によりまして指標のⅦ番目のところでございますが、後送病院数の維持。現状の33か所を維持するというを目標としております。

次に裏面のほうに行っていただきまして、財務運営に関する目標でございます。まず1つ目の指標といたしましては、物件費の節減といたしまして、診療収入100万円当たりの物件費を令和6年以降26万3,842円と設定しております。

右のほうに説明がございますが、一層の固定経費の抑制に努めるとともに職員のコスト意識を高め、予算を効率的に執行していくために物件費を設定しております。比較がしやすいように診療収入100万円当たりの物件費を指標としておりますが、令和5年度の実績を基準にコロナ後の診療収入の増加を考慮した額を令和6年度以降の目標に設定しております。具体的には、令和5年度の実績、これを令和5年度と令和元年度、コロナ前の診療収入の比、1.07を除いて診療収入がコロナ前の水準に戻った場合を想定した金額を設定しております。今後も令和6年以降も物価高騰の影響というものがあるかなというふうには思っているところでございますが、一層の抑制に取り組むことで中期期間中は令和6年度の基準と同水準を維持することを目標と設定しております。

2点目といたしまして未収金の縮減でございます。診療収入100万円当たりの患者窓口未収金額、これを642円ということで期間中それを維持するというにしております。

右のほうの説明でございますが、患者自己負担金の請求を適正に行い、未収金の発生

防止に努めるとともに督促の回数とかの増加、または未収金対策を強化することによりまして窓口の未収金額を減らすということを設定しております。比較をやりやすくするために、診療収入100万円当たりの未収金額を指標としておりまして、設定としましてはコロナ前であります令和元年度の実績を基に10%の削減を目指すということで、713円に0.9を乗じた642円を設定しております。

以上につきまして6番のところでございます所管所属の見解でございます。

まず事業運営の指標につきましては、市内におきます休日・夜間の急病診療業務の実施にあたりましては、医療従事者の確保や後送病院との連携の取組みを推進するために看護師に対する採用時研修やスキルアップ研修、また感染予防研修を実施し、看護師の安定的雇用を図るとともに、後送病院に送付する患者診療実態調査票の回収や調査票に記載された意見への対応を通じて後送病院の確保を図っております。これらの取組及び団体が掲げる目標につきましては、その達成によりまして本市の中期目標にある勤続3年以上の看護師の割合の維持や後送病院数の維持につながることを期待できることから、妥当であると考えております。

また財務運営の指標につきましても、急病診療業務の収益は、診療収入と受託収益から成り立っておりますが、受託収益は経常費用から経常収益を差し引いた収支差額を本市からの委託料として支出しているものでございます。事業団は引き続きまして光熱水費や消耗費等をはじめとした経費全体にわたりまして現状を見直し、一層の固定経費の抑制に努めるとともに、職員のコスト意識を高めるような予算を効率的に執行していくことが求められております。

また救急医療は、健康保険証ですとか現金を持参しない受診者も多く、未収金が発生しやすい状況にございますが、自己負担金の請求も適正に行うことによりまして未収金の発生防止に努めるとともに、発生した場合には督促をきっちりするなど未収金対策を強化いたしまして収納率の向上を図ることも重要であると考えております。

指標の達成に向けまして、期ごとの診療収入100万円当たりの物件費の節減や未収金額の縮減を目標とすることは、急病診療事業を安定的かつ継続的に行うために必要不可欠であるとともに、本市から支出します委託料の適正な執行にもつながるため、妥当なものであると考えております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございます。委員の皆様方からご意見・ご質問等があれ

ばお願いいたします。

【上崎委員】 委員の上崎と申します。全体としては現状維持というか、同じ水準の目標を設定されて、それを良しとされた理由をお伺いしたいと思います。具体的には指標のⅠと指標のⅡに関しては、受講者の満足度ということで、研修するほうも年数重ねていけば満足度も高まって全然おかしくはないので、このあたり、満足度が一定水準80%の水準をずっと維持される趣旨、理由をお伺いできたらと思います。

次に財務に関してですけれども、指標のⅠについても物件費の上昇、物価高騰を見込んでいらっしゃるということで、どれくらいの物件費の高騰を見込んでおられて、物件費が上昇しているのであれば、一定水準の目標値でも改善がずっとされているので良しということにはなるのかなと思いますけれども、そのあたりどれくらい上昇を見込んでおられるのか。

あとは指標のⅡの未収金に関しても、減らすのは大変かなとは思いますが、やはり額を減らしていけるほうが望ましいかなと思いますので、これについてもそのような目標を設定されなかった理由をお伺いできたらと思います。

よろしくお願いいたします。

【健康局】 ご質問ありがとうございます。

まず1点目の研修の満足度のところでございます。採用時の研修につきましては、もちろん毎年受講者が変わりますので前年の内容も踏まえまして休日・夜間ということで特殊な勤務状況でもございますので、そういうところも踏まえまして、それぞれの不安であるとかスキルのところでいろいろ考えられるところがあると思いますので、そういったところをきっちり毎年新しい方に研修をしていくということで、新しい方にするところ80%、またスキルアップというのはこちらに書かせていただいていますように、やはりトリアージということで、その場で非常に難しい判断というのも一定必要になりますので、そういったレアケースというのは毎年新たな状況というのが出てきますので、そういったことも踏まえた研修ということを毎年更新しながらやっておりますので、そういったことで毎年ではありますが、内容的には新しいことをやっていくということで、何とか80%をきっちり維持していくというところを目標として掲げさせていただいております。

2点目の財務のところでございますが、まず物価高騰のところなんですけれども、今回の金額の設定につきましては、物価高騰の部分は見込んでおりません。物価高騰がござ

いますが、そこは現状を維持するというところで、今後どのくらい上がるかというところがありますので、ちょっと予測できないところはございますが、今回物価高騰のところを見込んで設定はしていないというところがございます。あくまでも5年度の実績と患者数が増えますと、どうしても金額は増えますと減るところがあります。それを見込んでいるという状況でございます。

逆に未収金のところにつきましては、令和元年度、コロナ前、この2年、3年、4年は非常に人数が少なかったですので、少ないと未収金も減るんですけども、やはり増えてくるとなりますと未収金どうしても増えてきますので、元年度というところの実績を基本といたしまして10%。これはもう目標、頑張りしろということで10%削減するというところで今回設定をさせていただいたところがございます。

以上でございます。

【上崎委員】 ありがとうございます。あとは目標の達成の度合いをフォローされて、もし改善されているようであれば、場合によっては目標値を途中で見直すということも検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

【健康局】 ありがとうございます。

【小林委員】 委員の小林です。財務運営についてご質問なんですけれども。先ほど患者さんの数ということもお話に出てきましたけれども、患者さん多ければいいというものでもありませんし、あまり多すぎて本当に必要な患者さんが診察できなくなるという事態に陥ってはいけないと思うのですけれども。やはりその反面、必要とされている患者さんにこういった診療所があるという情報が届くことによって患者さんが増えるということだと思いますけれども、指標とは関係ない話にはなりますけれども、そういった広報活動ですとか、そういった取組をされていらっしゃるございましたら教えてください。

【健康局】 ありがとうございます。

休日急病診療所ということで、やはりほかの診療所の空いていない時間帯ということですので、我々としましてはチラシ・ポスターを作りまして周知をしているところがございます。大阪市のほうでも様々な媒体がございます。区での媒体であったり、例えば、小児もございますので、子供さんに対する啓発の冊子ですとか、いろいろな冊子もあらゆるものにこの情報を載せさせていただいて、少しでも目に触れるようにということで周知をさせていただいております。なかなかコロナ前の患者数に戻るのかというところは、少しまだ少ないところがございますので、その辺もしっかり取り組んでいく必要があるかなと

思っております。

【小林委員】 分かりました。ありがとうございます。

【佐藤委員】 委員の佐藤です。よろしくお願いします。

未収入金のところでございますけれども、収入に対して幾らということで設定されてますけれども、未収入金というのはどんどん積み上がっていくと思っておりますけれども、今直近でどれくらい未収入金があるということは把握されていらっしゃるでしょうか。

【健康局】 ありがとうございます。今、直近の数字、未収金額、ちょっとだけお待ちください。

直近の決算で言いますと、3月で見ますので未収金というのが診療報酬とかも、そもそも2か月遅れなので、金額が、すみません、あれなんです。

【佐藤委員】 結構ですよ。ですから、ここでは滞留する未収入金ということだと思っておりますけど、それをどういうふうに回収していくかというのは、いろいろ努力されていて、督促ということが書かれていますけど、それ以外にも決済手段を増やすとか、P a y P a yとかI C O C Aとか、そういうので払えるとか、そういう工夫もされているのでしょうか。

【健康局】 ありがとうございます。おっしゃるとおり、窓口での未収ですので、督促ということで、電話の督促ですとか振り込みの用紙を送って振り込んでもらうようにということで、現在は現金での取り扱いしかしておりません。確かにおっしゃいますように、QRコードとかでお財布持っていなくても携帯は持っているというようなこともいらっしゃるのですが、そういったものの導入というのは検討はしているんですけれども、ただ手数料がかかるところでございまして、大きな病院ではございませんので、圧倒的に救急ですので、1日、その日に来てということで、1回の診療でいうとかなり小額な部分がございます、それに対して手数料というのが費用対効果がどうかということで、今は少し検討させていただいているという状況でございます。今後そういったことも検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

【佐藤委員】 分かりました。ありがとうございました。

【堀野委員長】 ほかはよろしいですか。

【村田委員】 委員の村田です。よろしくお願いします。

2点ありまして1点目なんですけれども、ちょっと教えていただきたいんですが。

医師等の確保ということで目標を掲げられていると思っておりますけれども、医師自体は特

に確保という面では懸念はないのでしょうか。

【健康局】 ありがとうございます。医師につきましては、大阪府の医師会ですとか公立大学ですとか総合療養センターですとか、そういったところから人を派遣というか、来ていただいておりますので、職員として雇っているということではなく、そういった形で来ていただいておりますので、今のところ治療に穴が開くようなことなく、何とか診療についてはできている状況でございます。

【村田委員】 はい、分かりました。

あともう1点なんですけれども、先ほどからちょっとお話があります未収入金のお話なんですけれども、診療報酬に対する未収入金ということなので、診療報酬が増えれば、この指標上維持したとしても未収の金額、総額は上がってくると思うんです。未収入金自体は、診療報酬が上がろうが下がろうが必ず減らすほうがいいと思うんですけれども、こういう診療報酬に対する未収入金という設定と、あと節減というのは前回の計画よりも節減にはなっているので節減なんですけれども、パッと見ると毎年同じ金額が並んでいて節減になっていないじゃないかみたいな見方もできるんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【健康局】 ありがとうございます。ご指摘のところございますが、確かに診療が増えますと未収金がどうしても増えてきます。最近の状況でいきますとやはり海外の方ですとか多くなりまして、どうしても増える傾向がございます。やはりコロナで患者が少ないと未収金というのはやはり減るという状況で、増えるとやはりそれに応じて絶対数が、患者数が増えますので、どうしても増えてしまうというところになりますので、今回設定しましては元年度の多かったときにございます。そのときも、もちろん頑張っって落としたいけてた実績、何とかできてた実績、ここからやはり10%落としていこうということで今回は目標のほうを設定させていただいてます。10%、10%、10%というように落としていきたいところはございますが、まずは実績のところから10%というところを、これもこれからも頑張るしろのところでございますので、まずはそこをきっちりやっていくということを目標にさせていただいたところでございます。

【村田委員】 はい、承知いたしました。ありがとうございます。

【堀野委員長】 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 それでは、質疑応答については以上で終了といたします。

意見なんですけれども、先生方のご意見を聞いていると、4-2は問題がなくて、5のほうは現状の基準としてはこうだけでも、よく改善できれば変更とかも考えているというようなことでしたので、そういった変更も適切にされたいということまで何か意見を述べるか、現状としてはこれでいいのかなとは個人的に思いますけれども、そういったところまで何か言ったほうがいいということになりますでしょうか。

【上崎委員】 この後また評価にかけられると思いますので、そのときで。

【堀野委員長】 分かりました。じゃあ、意見は特段なしということで。

(3) 大阪市住宅供給公社の中期計画の作成について

【堀野委員長】 それでは、続いての議題について事務局からご説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

大阪市住宅供給公社において中期計画が作成され、所管所属である都市整備局から、その内容について報告がありましたので、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱に基づき、報告いたします。

なお、同要綱に基づく総務局長の意見はありませんので、よろしくをお願いいたします。

また、本中期計画において、事業経営評価にあたっての指標及び目標が定められておりますので、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程に基づく指標及び目標の設定につきましても、あわせてご報告いたします。

内容につきましては、所管所属よりご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属からご説明をお願いします。

【都市整備局】 都市整備局企画部住宅政策課企画調査担当課長代理、園上でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは大阪市住宅供給公社が作成いたしました中期計画につきまして令和6年3月19日付でご答申いただきました中期目標と対比させた資料、中期計画の概要に沿ってご説明いたします。

1の当該団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的または施策の具体的な内容でございますが、子育て世帯をはじめとする中堅層向けの比較的規模の大きい良質な賃貸住宅を適正な賃料で供給することにより中堅層の市内居住を促進することです。

2の期間でございますが、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間となっております。

3の外郭団体の事業経営の具体的な内容でございますが、中期目標で設定した内容から3つのキーワード、公社賃貸住宅ストックの適切な更新、充実した居住支援、積極的な情報発信について公社が取組む具体的な内容を中期計画に定めております。

1つ目の公社賃貸住宅ストックの適切な更新につきましては、確実な保守点検と計画的な改修により賃貸住宅を良好な状態で維持するとともに、多様化する中堅層の居住ニーズの変化に適切に対応していくため、住戸専用部におけるリノベーションなどの住宅改善を実施してまいります。また入居者の利便性や快適性、防犯性の向上に資するため、共用部におけるエントランスホールなどの改善にも取り組んでまいります。

2つ目の充実した居住支援につきましては、新婚・子育て世帯への家賃補助等の支援を引き続き実施いたしますとともに、入居時における初期費用の負担軽減を図るなど充実した居住支援に取り組んでまいります。

3つ目の積極的な情報発信につきましては、子育て世帯をはじめとする中堅層が必要とする情報が確実にお手元に届くよう公社ホームページやSUUMO、HOME`Sといった利用頻度の高い民間不動産サイトに物件情報を掲載いたしますとともに、新たに公社物件の魅力や公社が行っている活動などをSNSを通じて情報発信していくこととしておりまして、こうした入居促進策をハード・ソフトの両面から効果的に実施することで子育て世帯をはじめとする中堅層の市内居住を促進してまいりたいと考えております。

次に4-2の中期計画における外郭団体の各事業年度の対象事業活動についての目標でございますが、4-1の中期目標において本市が提示した指標・目標値と同様の指標等を定めております。具体的には、中堅層への効果的な入居促進策により公社賃貸住宅の新規入居世帯に占める中堅層の割合を評価対象期間を通じまして各年度90%を維持することを目標としております。

続きまして裏面をご覧ください。5の各事業年度の財務運営についての目標でございますが、3つの指標について目標を設定しております。

1つ目は、公社が健全な経営を維持していくためには収益と投資のバランスが重要ですので、安定的な経営状況を示す指標といたしまして、公社の主要事業である賃貸住宅事業を中心といたしました一般会計における売上高営業利益率を設定しております。この売上高営業利益率ですが、本計画期間中は年々低下する見通しとなっております。これは

当面の間、経常的に事業収益の減少と事業原価の増加が生じる要素があることが原因となっておりまして、そのうち収益減少の主なものといたしましては、国の補助制度等も期間満了に伴いまして補助金が減少することが挙げられます。

具体的に申し上げますと、これまで公社は高齢者世帯の居住の安定を図ることを目的といたしまして、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、制度住宅でございます高齢者向け優良賃貸住宅を8団地、389戸供給してまいりましたが、本住宅の入居者が負担する家賃につきましては、入居世帯の所得に応じまして低減するといった仕組みになっておりまして、近傍同種からなる本来公社が得るべき家賃にあたります契約家賃と入居者負担額の差額分につきましては、住宅の管理開始から20年間、国と市から家賃補助が支給されております。本住宅は順次制度期間である20年が経過していくことに伴いまして、公社への家賃補助が終了することとなり、本中期計画期間の最終年度、令和10年1月には管理戸数が1団地47戸まで減少することとなります。国の制度設計上は制度期間終了後には入居者が本来負担すべき家賃、いわゆる先ほどご説明いたしました契約家賃をご負担いただくことになるのですが、公社は高齢者の居住の安定を目的とした本住宅の制度趣旨に配慮いたしますとともに公社経営への影響等も考慮した上で、制度終了時点で入居していた契約者1代に限り、退去するまでの期間、入居者からご負担いただく家賃を据え置くことといたしました。その結果、国の制度期間終了後には公社の収入が減少し、これに伴い、売上高営業利益率も減少することとなります。

なお、現入居者の退去後はご負担いただくべき家賃を契約家賃とした一般賃貸住宅として新規入居者を募集することになりますため、本来得るべき家賃収入が確保されることとなり、営業利益率も改善していくこととなります。

もう1つの要素といたしまして事業原価が増加するという要素がございまして、こちらの主なものといたしましては、経年に伴います設備更新等に要する費用の増加が挙げられます。具体的に申し上げますと、公社賃貸住宅では空家入居対策の一つとして商品性向上を目的にリノベーションを継続的に実施しているということに加えまして、賃貸住宅ストックの建設から約30年が順次経過していく中、今後、設備等の最初の更新周期を迎えるといった段階にあたりますことから、エレベーター設備や機械式駐車場設備の更新、カメラ付きインターホンへの取り替えを含む自動火災報知設備の更新工事などを令和5年度以降、計画的に実施していくこととしております。また共用部の照明器具をLED化するなど、住宅の安全性や快適性の向上に資する更新工事にも5年度以降計画的に着手するこ

ととしております。これらの工事の実施によりまして、公社資産の価値向上が図られることになり、これにかかります減価償却費が累積的に毎年計上されますことから、事業原価が増加することになりますので、売上高営業利益率もこれの影響で減少していくことになります。

このような経常的な事業収益の減少や事業原価の増加が見込まれる中、収益の確保に向けて新規入居者を獲得するためのキャンペーンや住戸専用部、共用部の改善などに取り組み、高い入居率を維持していくことで、計画期間終了時点におけます売上高営業利益率を10%以上確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

2つ目の指標につきましては、公社賃貸住宅における家賃収入を安定的に確保していくことが重要でありますことから、収納率を指標に設定しております。過去5年実績の平均値でございます99.65%は極めて高い数値ではございますが、家賃等保証制度の積極的な利用勧奨や督促業務の強化により目標達成に努めてまいります。

3つ目の指標につきましては、これまでの借入れに対する有利子負債を確実に返済することで金利負担が軽減され、より公社の経営が安定することから、既存有利子負債残高を縮減していくことを指標として設定しております。令和5年度期末残高が472億3,000万円であったものを当計画期間中に91億5,000万円を償還し、令和10年度期首残高を令和5年度比19.3%減の380億8,000万円とすることを目標としております。

最後に資料一番下の6、所管所属の見解でございますが、事業経営の目標値につきましては中期目標の目標値を達成する計画となっており、妥当なものと考えております。また財務運営の目標につきましても収支バランスを考慮した安定的な経営、家賃収入の安定的な確保、既存有利子負債残高の着実な縮減という観点から、健全かつ安定的な経営を行うための指標及び目標値が設定されており、事業経営の目標を達成するための財政基盤が確保されるためのものとして妥当であるものと考えております。

ご説明は以上です。

【堀野委員長】 ありがとうございます。委員の皆様方、ご意見・ご質問等があればお願いいたします。

【村田委員】 委員の村田です。よろしく申し上げます。

5番の指標のⅢ、既存有利子負債残高の縮減ということになってはいますが、基本的な特徴を教えてくださいなのですが。公社としては、既存のストックの活用ということなので、新しく借入れをして新しい住宅を作るとことはされないという認識でよ

ろしいでしょうか。

【都市整備局】 新規で土地を取得するなりしまして、住宅を新たに建設するということはいたしておりません。古くなってきた住宅につきまして、建替える・しない、耐震改修で対応する等の判断はあるかと思えますけれども、原則として新たな建設は行っておりません。

【村田委員】 分かりました。新規の住宅取得はないということなので、そういう意味では、借入れ自体も新しい借入れというのは発生しないという認識でよろしいでしょうか。

【都市整備局】 ここしばらく新たな借入れを行ってはいないのですが、公社の前身である旧協会時代の住宅というのが別でございまして、そのなかに老朽化の進んでいる住宅が2、3団地ございます。今後、これらを建替えるという判断を公社がした場合に、その建替えに要する経費の資金調達をどのようにするかということになるかと思えますが、そこで自己資金では対応できないというような判断に及ぶのであれば、新たに住宅金融支援機構や民間金融機関等からの借入れというようなことが今後生じる可能性も否定はできないかと考えています。

【村田委員】 分かりました。その場合は、この指標に関しては新たな借入れというのは除外した、現時点での借入に対する償還状況について判断していくということですか。

【都市整備局】 おっしゃるとおりです。

【村田委員】 分かりました。

【堀野委員長】 ほかはいかがでしょうか。

委員の堀野から、1点だけ確認なんですけれども。

この賃貸住宅事業の安定的経営ということの指標で指標Iですね。こちらで数字をいただいているんですけど、過去の実績から拝見すると、計算違いであれば申し訳ないんですけども、あまり10%いっていないような読み受けできるんですけど、それはそういう理解ですか。その10%以上というのは、やはりちょっと高めという理解の下、設定をしているということでもいいのか、過去の実績との比較で教えていただければと思います。

【都市整備局】 令和5年3月に、大阪市で公社の今後のあり方について報告書を作成して公表させていただいておりますが、報告書の作成に際して、監査法人等の専門家に経営分析を行っていただきました。また今般、公社において、今後40年間の中長期的な事業シミュレーションを作成していただきましたが、別途、都市整備局において設置してい

る大阪市住まい公社経営監理会議におきまして、この公社シミュレーションの数値が、先の専門家による経営分析結果と比較して妥当な内容であることや、このシミュレーションに基づいて長期的に管理していけば、中長期的に公社の安定的な経営が可能と判断するご評価を、専門家である委員からいただいております。指標Ⅰの目標値ですが、そのシミュレーションから中期計画の計画期間である令和6年度から9年度までの数値を抜き出した、具体的な数値としてそのまま適用しており、令和9年度には11.80%を達成したいという目標値が設定されております。委員ご指摘の、指標Ⅰを10%以上にした理由といたしましては、本計画期間中には資材の高騰等による影響が当然懸念される場所ではございますが、それに加えて仮に不測の事態が生じたとしても、公社として10%以上の利益を確保できれば、十分に安定的な経営が可能であるとの判断をされたものであり、公社として安定的な経営を行うための最低限のノルマとして、10%以上とする目標値が設定されたものと理解しております。

【堀野委員長】 要するに、10%以上ということが重要というよりも、この指標の数字でシミュレーションなり経営分析ということがされているので、そちらのほうが精緻な数字であると。ですので、そちらを基本的には目標とするということで、10%というのは補足説明のような、それに過ぎないということで理解いたしました。

【都市整備局】 おっしゃるとおりです。

【上塚法人担当課長】 すみません、事務局からですが、この指標Ⅰの営業利益率は一般会計のみの実績で評価するということかと思うのですが、公社の会計としては、一般会計のほかに別会計として市営住宅の会計もあるんですよ。

【都市整備局】 はい、そうです。

【上塚法人担当課長】 会計全体の決算情報をもとに算定した収益情報には、一般会計に市営住宅の会計が加わっているのです、ここで指標としている一般会計のみでの営業利益率とは違う値になると思います。

【都市整備局】 市営住宅の会計とは、本市からの受託事業のみの収支を会計する受託会計のことになりますが、一般会計と受託会計を合算した公社全体会計での目標値が10%以上になるというわけではございません。

【堀野委員長】 分かりました。手元にある資料では全体の収支しかちょっと手元にないので、そちらで見ると10%には到底いかないかと思っただけの質問が、前提だったので、分かりました。

以上でよろしいでしょうか。それでは、質疑応答については以上で終了といたします。

それでは、こちらの意見も特になしということでもよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【上塚法人担当課長】 はい、ありがとうございます。

(5) (公財)大阪国際平和センターの中期計画の変更について

【堀野委員長】 それでは、続いての議題について、事務局からご説明をお願いします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

公益財団法人大阪国際平和センターにおいて中期計画が変更され、所管所属である教育委員会事務局から、その内容について報告がありましたので、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱に基づき、報告いたします。

なお、同要綱に基づく総務局長の意見はありませんので、よろしく願いいたします。

また、本中期計画において、事業経営評価にあたっての指標及び目標が定められておりますので、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程に基づく指標及び目標の設定につきましても、あわせてご報告いたします。

内容につきましては、所管所属よりご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属から説明をお願いします。

【教育委員会事務局】 教育委員会事務局生涯学習部長の西でございます。

それでは、大阪国際平和センターの令和6年の中期計画の変更についてご説明申し上げます。

大阪国際平和センターは、大阪空襲の犠牲者を追悼するとともに空襲を中心に大阪の人々の戦争体験に関する情報及び資料の収集、保存、展示などを通じて戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝え、平和を願う豊かな心を育み、もって世界平和に貢献することを目的として大阪府及び大阪市の出資より1989年に設立された団体でございます。1991年、平成3年に開館して今年で33年を迎えるところでございます。なお、当館の来館者約6割は小中学生が占めております。

まず当センターが変更いたしました中期計画につきましても、報告書に添付してござい

す中期計画概要に基づき説明申し上げます。今回、本市の中期目標につきましては変更はございません。当センターの中期計画の変更部分についてご説明いたします。

中ほどの3、外郭団体の事業経営の具体的な内容の右の中期計画欄の下から4行目以降でございますが、中期計画の最終年度であります令和6年度は、引き続き市立小中学校の来館率をはじめとする数値目標の達成に最大限努力するとともに、世界規模で平和への意識が高まっている今日、次の世代に戦争の悲惨さと平和の大切さをともに継承していくため、魅力ある特別展や企画事業などを実施していくこととされております。

次の4-2、中期計画における外郭団体の各事業年度の対象事業計画についての目標については、最終年度の変更はございません。

次に5、「事業経営評価等に関する指針」において中期計画に定めることといたしました各事業年度の財務運営についての目標については修正されております。

指標Ⅰ、平和寄附金収入の確保につきましては、財団の自主財源確保の経営努力を表す指標でございますが、当センターでは企画事業などの際に参加者の方に広く寄附を呼びかけております。令和3年度につきましては実績が125万円と目標を大幅に超えることとなりましたが、これは開館30周年として刻の庭の銘板を追加した際の特別寄附58万7,000円が含まれたものでございました。近年は個人の篤志家の高齢化によりまして、大口寄附が見込みづらくなっている現状にあります。入館者数は回復傾向にございまして、中期計画目標値を達成いたしました。令和5年度は入館者数が約7万2千人でありまして、令和6年度の入館者数を達成し、平和寄附金はおよそ18万4,000円増加しております。今年度の目標値は、令和5年度は8月の終戦の日祈念事業は台風のため中止したことを勘案いたしまして、令和5年度実績からおよそ2万3,000円増の90万円と設定しております。

指標Ⅱ、入館者1人あたりの事業費の抑制につきましては、財団の運営コスト削減の努力を客観的に示すものでございまして、令和6年度の府市の運営費補助金額を入館者目標値で除した金額としております。中期計画最終年度は賃金上昇などによりまして補助金の額が増額となった結果、入場者1人当たりの事業費を1,270円としております。

6、所管所属の見解でございますが、次ページ以降の中期計画を通じて定められた各種指標は、中期目標に掲げていないものも含まれておりますが、中期目標を達成するために必要な指標であると考えております。また、今回の変更につきましては、入館者数の実績がコロナ前の水準に到達したことから、最終年度も引き続き感染防止対策を講じた上で小中学校等へ来館の働きかけを行うとともに、講堂・会議室の利用促進、平和資料の貸出

など積極的な取組を進めることによりまして目標達成できるよう努めていただきたいと考えております。

また最終年度につきましては、人件費の増加が見込まれますが、入館者の増加を図ることにより、入館者1人あたりの事業費の抑制を行って目標達成を図っていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございます。それでは、委員の皆様方からご意見・ご質問等があればお願いいたします。

【上崎委員】 委員の上崎と申します。

4-2のところについてお伺いをしたいんですけれども。指標のⅠとⅢとⅣに関しては、もう既に実績値として令和6年の目標もクリアされているので、そうすると、もう令和6年の目標値をまたさらに高めるというのも選択肢としてあり得るかなと思いますけれども、そういうことをされなかった理由をお伺いしてもよろしいでしょうか。

【教育委員会事務局】 すいません、もう一度。

【上崎委員】 中期計画の概要の4-2のところでは幾つか指標が掲げられているかと思えます。指標のⅠとⅢとⅣに関しては、もう既に令和5年の段階で令和6年の目標値もクリアされているので、そうすると、もう令和6年の目標値、例えば指標のⅠ、小学校全校に対する来館率ということで88%の実績で既に来館されているということですので、そうすると令和6年のものを例えば90%増加ということで、もっと学校さんに来てくださいという目標に設定するとか。あとは平和学習の指標のⅢ、Ⅳ、そのあたりも実績値で96%、90%ということでかなり高い数値を上げてらっしゃるので、そうすると、もうそれを踏まえて令和6年の数値を上げるということもあり得るのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

【教育委員会事務局】 上げることは可能かと思うんですけれども、今回計画としては、今年度この中期計画につきましては、上に上げるということを考えていなくて、今の最高の水準というか計画で定めていたものを上限として考えていたというのがございまして、今後の、去年もそうだったんですが、来年度の中期計画を新たに定めますので、そのときにそのところを90%とかいうところでさせていただきたいなと思うんですが。来館率につきましては、85%というのは結構小学校の85%というのはなかなか高い数字。今90%近くなりますとちょっと難しいというか、今後その中学校と小学校の関係もござ

いまして、ちょっとまた今後検討はさせていただきたいなと思うんですけれども、上げていく方向には考えたいと存じます。

以上です。

【上崎委員】 新しい中期計画、今度策定されると思いますので、そのときには実績を踏まえてまた数値を設定していただければと思います。お願いいたします。

【堀野委員長】 ほかにご意見いかがでしょうか。

【村田委員】 委員の村田です。よろしくお願いします。

先ほどのお話で確認なんですけれども、この目標値っていうのは、累積の数字なのか、単年度の数字なのか、どちらなのでしょう。

【教育委員会事務局】 もともとは、当初計画のときには、例えば、令和2年とか、もともと85%でずっと。当初は85%、今の達成している数字ですね。こちらの数字で、その水準を維持していくというような形ではやっておったんですが、コロナの影響で数値を下げさせていただいて、そして今こういうような形になってきたということで。当初の、そういう意味では、一番最初の計画したときのところで狙っていた水準というところには上がってきたのかなというふうには思っております。

【村田委員】 ですので、毎年リスタートということですかね。

【教育委員会事務局】 はい。

【村田委員】 分かりました。だから、今年、令和5年が実績達成していったとしても、令和6年はまた1から85%を目指して来館していただくということですよ。はい、分かりました。

【堀野委員長】 ほかはよろしいでしょうか。

じゃあ、委員の堀野から1点。平和寄附金収入の確保ということで今回90万円ということになっているかと思うんですけれども、こちらは過去の水準から見ても高い水準であることは間違いないのかなと思ひまして、これは令和5年の実績から比べて若干上乘せというような、そういう目線で作った数字ということで理解したらよろしいでしょうか。

【教育委員会事務局】 はい、そのとおりです。

【堀野委員長】 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。それでは質疑応答については以上で終了といたします。

こちらについては特に意見なしということでよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 では、次の案件に移ります前にこれより委員会を非公開としますので関係者以外の方のご退室願います。